

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和6年10月31日(木) 午前9時58分～午後0時03分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 3 番 神谷 直子、 5 番 野々山 啓、  
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川広昌、 10 番 北川 広人、  
11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克、

オブザーバー

議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(6番) 今原ゆかり

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 請願・陳情について
- 2 本会議の質問における資料の使用について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

前回の委員会においてテーマ2 関連質問については協議の結果、全会一致でテーマから外すこととなりましたので、本日からテーマ1と3について協議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

### 《議 題》

#### 1 請願・陳情について

委員長 本件については、9月25日の委員会において事前に出していただいた意見に基づき協議をし、全会一致ではありませんがおおむね意見がまとまりました。

ここで前回の内容を整理させていただきます。

本日の資料、陳情審査の流れの右側、前回のまとめのほうを御覧いただきたいと思います。こちらを御覧いただきながら説明をしていきますのでお願いします。

本会議において審査の対象とする陳情書は、窓口を持参された陳情書のうち、提出者が市内在住・在学・在勤の方からのものについては、本会議の審査の対象となりますが、その中で議長が審査の対象として適合するかどうか判断しかねる内容の陳情書については、議運を開き協議する。

また、提出者が市内在住・在学・在勤ではないが、議長が本会議において審査すべきものと判断した陳情書は、議運を開き協議する。

つまり、それ以外のものは郵送と同じ取扱いで、全議員配布となります。

ただその中でも、議員間で協議し本会議で審査する必要があると判断したものについては、議員提案として議運のほうに上げていくという方法もあります。そして議運で審査し決定していくという流れとなります。

以上が前回のまとめでありますけれども、ただいまの説明に対して質疑、意見等がございましたらお願いをいたします。

意（２） 前回９月２５日の議会改革の会議におきまして、その後市政クラブより細かい内容を含めて、スケジュールも含めて提案させていただくという形でお話をさせていただいておりますので、少し説明のほうさせていただきます。

前回まとめは基本的に残しておりますが、少し変えた部分、それからスケジュールを入れたものについて説明をいたします。

まず提出者、陳情者から持参、郵送のものということで議長のほうが受理します。

郵送分につきましては、前回のまとめどおり全議員に配布と。

もう一つ審査の対象に適合をするかどうか議長が判断しかねるものということで、青い矢印が、長い矢印がずっと入っておりますが、これを取りやめていただいて、まずパターン１としては、郵送分は全議員に配布。

それから提出者が市内在住・在勤・在学以外の方からのものについても全議員に配布。

再度、もう一つのパターンが市内在住・在勤・在学者からのものについても一旦全議員に配付いたします。

すなわち全てのものにつきまして、一旦全議員に配布します。その中で、議会運営委員会で審議するものとして、市内在住・在勤・在学者のものについて議会運営委員会のほうで審議いたします。

それで一旦議員に配布いたしましたものにつきましては、それについて疑義、それから再度審議していただきたいものにつきましては議員提案ということで、議会運営委員会のほうで審査の対象となります。

また議会運営委員会で審査されたものにつきまして、適合しないと判断されたものにつきましてはそのまま配布のみで、次の議会運営委員会のほうには上げていかないということになります。

それで適合と判断された陳情につきましては、招集告示日の議会運営委員会のほうで上げられて、文書表と写しの配布、それから付託先（案）を決定していきます。

以下流れにつきましては本会議４日目において、委員会付託先の決定、それから委員会で審査、採決という流れになっていきます。

それからスケジュールにつきましてですが、提出、陳情の締め切りにつきましては、招集告示日の７日前を考えております。

それからその締切日の翌日に全議員に配布をいたします。

では、この先の審議につきましては、招集告示日の前日に議会運営委員会を開催いたしまして審議のほうをいたします。

それで翌日、招集告示日当日ですが、こちらにつきましては先ほどお話ししましたように通常の議会運営委員会を開催いたしまして、付託先の決定案という形で上程させていただきます。

本会議４日目、それから委員会開催日という流れになっています。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

問（13） ちょっと２点まずお聞きしたいんですけど。

今この矢印とかがあるこの議会改革特別委員会の資料っていうことで出ているものは、これは今の説明でいくと、市政クラブさんの御提案ということなのかどうかというところが、まず１点目と、あと今スケジュールっていうお話をおっしゃったんですけど、そのスケジュールっていうのが今言葉だけで言われるとよく分かんないんですけど、どこかにそれって何かこの資料があるんでしょうか。ちょっと私よく分かんないんですけど、教えてください。

答（２） 冒頭で委員長が説明しましたとおり今ここで上がっている資料につきましては、前回までに議論されたものについてのまとめということで入っております。そのまとめを踏まえて次回市政クラブで提案してくださいということでしたので、ちょっと今回資料として図式化しては上げておりませんが、口頭での説明になってしまいましたが、また改めて図式化したものっていうのを出すところですかね。

委員長 そうですね。

問（13） 最初まとめて言われたんですけど、今ちょっと荒川委員のほうから何かこういう提案されたっていうので、私はだから市政クラブさんの提案書だったのかなって、どっちだったのかよく分からなかったんですけど。

あともう１点分からないのがあるんですけど、前回のまとめの最初提出者があって、次に議長が受理ってあって、その次に太い青線とそれからすぐそこから真下に行ってる黄色の線があると思うんですけど、太い青線についてはここ書かれてないけど、いわゆる今の説明でいくと市内在住者という理解でいいんですかね。ちょっと説明だけだとざっと今流れちゃったのでよく分かんないんですけど。

あと真ん中の点が２つあって審査の対象として適合するかどうか判断しかねるもの、提出者が

市内在住・在勤・在学以外の方からのものの中で審査すべきと判断するものっていうのが、この黄色い線の説明っていうことになるんですかね、ちょっとそこの確認をしたいのと。

そうなった場合のちょっと今の説明がだぁっと言葉で言っちゃったのですぐなかなか理解できないんですけど、議会運営委員会に行くような、市内…

この黄色とこの辺のところが、何かどういうふうに議長がどういう判断をするのかっていうのがよく分からないので、もう一回説明してもらっていいですか、すいません。

答（２） 前回のまとめということで先ほどから強調させていただいてはいますが、いろいろ上がった意見を取りまとめたものっていうことなので、我々はこれを見てシンプルに整理いたしました。

この図式をちょっと矢印がいろいろ出ているので分かりにくい部分もあるかもしれませんが、シンプルに議長が受理したものは、我々の提案として一旦全て全議員に写しを配布します。

その中でパターンが３つ、議論の中でも３つありました。

１つが郵送分、それから２つ目が市内在住・在勤・在学者、３つ目が市内在住・在勤・在学者以外の者からの陳情になります。

議長が判断しかねるとかそういったものは今回取っ払って、全てこの３パターンで処理をします。

郵送分と市内の在住・在勤・在学者以外のものについては、議会運営委員会のほうには下ろしません。

なので、議会運営委員会に上がるものとして審査の対象になるものとしては、市内在住・在勤・在学者から出たもののみになります。

さらに、それ以外に全議員に配布されたものの中からふるいにかからなかったものについて、議員の中からはいろいろ協議していただいて、これは必要だというものに関しては議会運営委員会のほうのテーブルに上げることができるというふうにしております。

なので、議会運営委員会にかかるものとしては３パターンのうち１パターン、市内在住・在勤・在学者のみという形で、我々のほうは提案のほうをさせていただいております。以上です。

委員長 前回のまとめの部分が複雑になっておりますので、そこの説明をもう一回させていただきますね。

ちょっとこのロジックっていうか、フローチャートを見ていただいて、まず陳情書がきます。それは、議長は全て受理をいたします。

適合しているというのは、陳情を受け取るに当たって適合しているものであれば全て受理をする。これは当たり前のことだものですから、そこまでは皆さん理解ができると思います。

そこで、次にその陳情が市内在住・在勤・在学の方からの陳情。これについては、前回までの中では全部議会運営委員会に上げて審査をしていただくということです。

郵送分については今までどおり全議員に配布と。

市内以外のもの、市外からのものに関しましては、これはまとめの中では基本的に全議員に配布ということで前回はある程度お話がまとまったと思っておったんですけども、ただその中で、例えば、緊急性をもってこれ本会議で議題として上げて審査をするべきではないかというようなものがあつた場合、これに関しては前回の場合では、議長の判断の中でこれは議運にかけていったほうがいいだろうという道筋を作つてあるのが、このフローチャートであります。

なおかつ、議会運営委員会で、これが本会議に上げて審査に値するかどうかというものから今度漏れたもの、漏れたものに関しては全議員さんにもう既に配布してありますので、これに関してはきちんと意見書として提出すべきだろうとかいうような考えがあれば、2人以上の議員さんがみえれば、これは一般的な定例会のスケジュールでいうと福祉文教委員会の後に必ず議運がありますので、そこで提出をしていただければ、最終日に委員会付託はされませんが審査をすることができるということになります。

だから、どのみち一切審査がされないというような陳情にはならないということであります。

これをフローチャートに表したのが前回のまとめなんです。

それで多分その中で、今荒川委員さんが言われたものは市政クラブさんの案だと言つておりましたけども、基本的には全部のものをまず全議員に配布をすると。

締め切りを終わった後のものを配布して、皆さん方の目に触れるようにするということ。

それから郵送分以外のもので、特に市内からのもの。それについては議運にかけて、それが審査するに適合するかどうかという判断を仰いで、それで本会議に上げるかどうかということを決める。

ですから、告示日に開かれる議運では全部文書表としてもうまとめてあつて、なおかつ、委員会付託の案までついたものが告示日の議運で今までは諮られていたんですけども、その前の段階で議運を一回開いて、それでこれを本会議に上げるかどうかという審査をするよということを、今荒川委員が言われたというところであると思います。

ここまでのことは分かりましたね、このフローチャートの意味は。

問（13） 説明とこの図が何かちょっと違ってあれどうなのかなって思うところがあって、まず1つ目に、まず全議員に配布されますっていうふうに言われたんだけど、その配布されますっていうのは、今言われたのはこの下の議会運営委員会の文書表と写しを配布のところをおっしゃっているんですかね、そういう理解ですか。

委員長 僕の説明が悪い、すいません。まず、荒川委員の言われたことをちょっと置いといてください。図がありませんので、このフローチャートを見ていただきたいんです。これは、皆さん方でこの委員会で話をしたものをフローチャート化したものですから、これをまず見てください。

全議員に配布っていうのは、ここである議長が受理してその右下にありますよね、各派代表者（全議員）に配布っていうのがありますよね。これは今までと同じ、要は郵送分と同じ扱いで、市内からのものじゃないものと郵送分に関して全議員に配布という意味です。

それから、議長が受理のところの左側にある下に引っ張ってある青いラインのところ。これに関しては、市内在住・在勤・在学の方から出された陳情書についてのものがこの青い矢印です。

黄色の矢印がありますよね。黄色の矢印は、提出者が市外の方のものと、それから議長が受理をしたんだけどこれ審査の対象として適合するかどうか判断しかねるもの。要は、高浜市議会が市議会としてこれを本会議において委員会付託までして審査をすべきものかどうかということをやちょっと疑問に思うようなものに関して、そういうものがあつた場合に議会運営委員会に一旦諮るということが、この黄色のラインで表したものです。

それを議運で審査をして、適合というふうに認められたものに関しては同じように本会議に上げていくということで、青い矢印のほうに黄色のラインが1本入っていると思いますけども、それが表されているものであります。

だから、この議長が受理から下の文書表と写しを配布って書いてある議会運営委員会、ありますよね。ここまでの間の中で、これだけの作業をしていったらどうだというようなことで出た意見をまとめたのが、このフローチャートになるんです。

このフローチャートの意味は、分かっていただけでしたか。

問（13） ごめんなさい、ちょっとフローチャートが分かりにくくて。

例えば、今委員長が言った一番左の青い太い線は、市内の方なんですよね。市内在住・在勤・在学の方なんですよね、それをちょっと入れていただきたいなっていうのと。

あと例えば、議長が受理してからのすぐ下に行っている黄色い線がありますよね。その線に行った場合っていうのは、いわゆる私は議会運営委員会に入っていないのでそこでは配布はされな

いってことなんですかね、この間では。

議運の委員以外は、その辺については情報としても知ることができないというふうになっちゃうのかなと思うんですけど、そこはどうなのかなと思います。

委員長 それは先ほども言いましたけど、議長が受理をして締切りを過ぎたらすぐ全て全議員さんに配布をします。

前は紙でしたので、要は議会に来ないと受け取ることもできなかったんですよ。今はタブレットに直接流しますので、締め切った段階で全て皆さんに配布をすることができるというふうに思っていますので、それ自体はここにはちょっと書いてないんですけども。

問（13） その右側のところに各派代表者（全議員）に配布ってあるじゃないですか、それがそこに来ているもんだから、今の説明であれば私は問題ないと思うんですけど、それがそこに来ちゃっているからちょっと逆に分かりづらいというか、このフローチャートが。今の委員長の説明は分かります。なので、ちょっとこれフローチャートをもうちょっと分かりやすくしていただけるといいかなと思うんですけど。

委員長 それで、もう少しシンプルにするということであったのと、それから先ほど荒川委員さんのほうから説明がされたんですが、それもちょうと図、フローチャートがないので分かりにくいんですけど、今のこのまとめのフローチャートの中でこれをちょっと整理していくと、陳情書は持参分と郵送の場合、両方とも議長が受理をします。その後に全議員に写しを配布すると。その後、基本的に郵送分以外のものに関しては、議会運営委員会で審議する。郵送分以外は議会で審議するで、よかったですね。

意（2） すみません、ちょっと残像としてこの前回まとめのフローが皆さん頭に残っているので、僕の説明するところをちょっとこの図を使って説明をやっぱりしなきゃいけないので、分かりやすいので、もう一回させていただきます。

提出者、郵送、それから持参問わず、まず議長は絶対受理をします。

ここからいろんな矢印が出ていますが、この矢印を1本にして、全ての陳情について、まず、各派代表者（全議員）に配布するという形の矢印1本にします。

その各派代表者（全議員）に配布の中から矢印がまず3つ出ます。

1本がここの今フロー図にある、青い太い長い線です。これが市内在住・在学・在勤者の矢印が議会運営委員会の審査対象としていきます。

2つ目が、提出者が市内在住・在勤・在学者以外の者につきましては、ここから矢印は議会運

営委員会に向かって出ません。

同じように郵送分につきましても、議会運営委員会に向かって矢印は出ません。

この図でいう、さっき倉田委員が指摘された1本でオレンジの線ですね、真ん中にあるオレンジの線、審査対象として判断しかねるものとか、審査の対象と判断すべきもの（市内在住・在勤・在学以外のもの）について、この矢印はなくします。

なので、もう一回言いますと、各派代表者（全議員）に配布されたもののうち、市内在住・在勤・在学者のみの陳情が議会運営委員会に矢印として下に流れます。

それ以外、もう1本矢印を流さなきゃいけないのは、先ほど委員長も説明しましたように、各派代表者（全議員）に配布したものの中から、議員の中から疑義、それから審査したほうがいいと判断したものにつきまして、議員提案という形で議会運営委員会のほうに矢印が流れます。

なので、もう一回整理しますと、議会運営委員会に流れてくる矢印につきましては、市内在住・在勤・在学者の陳情、それから議員提案のみの陳情が、議会運営委員会に諮られます。

なので、市内在住・在勤・在学者以外の方については、各派代表者の配布のところで、矢印は受理のところから止まります。郵送も同様に止まります。

議会運営委員会に審査の対象として扱うかどうかというところの議会運営委員会までの流れにつきましては以上です。

委員長 よろしいですか。

問（13） 多分皆さん何となく分かっているんだけど、このフローチャートを見ると何か分からなくなっちゃうのかなと思うので、これもう一度ちょっと分かりやすくして、もう一度皆さんの共通理解できるといいかなと思いますので、それを御提案いたします。

委員長 ありがとうございます。

ちょっとね、フローチャートで今非常に反省しているのが、各派代表者（全議員）に配布ってありますよね。ここから議会運営委員会に矢印が飛んでいるんですけども、この議会運営委員会はここで開かれる議会運営委員会じゃなくって、その後の、要は先ほど言ったように福祉文教委員会の後に開かれる議会運営委員会のほうになるというふうに理解をしていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

それでは、基本的に前回までの議論の中でよく言われたのが、例えば、議長が受理までいいですけども、受理をしてそれを本会議に上げるかどうかというものを議長判断のみでやるということよりも、議会運営委員会は議長の諮問機関でありますので、そちらのほうに諮って行

というのは基本的に皆さん御了承いただけるのかなというふうに思うんですが、それはよろしいですかね。

(意見なし)

委員長 もしそうであるのであればその後の議論としては、ここに書いてある、結局こういうものはどうしよう、ああいうのはどうしようというものがあるんですよ。

例えば、ここで黄色の矢印の横に赤字で書いてある、審査の対象として適合するかどうか判断しかねるもの、これが市内在住・在勤・在学の方から出てきた場合どうするのかとか、それから、市外からのものでも本当に緊急性があってこれはぜひ高浜市議会で議論をしてきちんと対応しなきゃいけないものではないのかというようなものがあった場合どうするのか、というようなことってというのは、これは排除できない話なんです。どのような陳情が上がってくるか分かりませんので、それに関して、単純に市内、市外だけで分けて判断していいのかとか。これどちらも言えますよね、市内だから全部やらなきゃいけない、市外だから全部やらないっていう単純な話ではないものに関してどうするかというところがありますので、ですからそこをどう判断するか。

要は議運に上げるか上げないかっていう判断を、どこで持っていくかということを考えると。

そうすると議長が受理は、当然これは議長の職務として受理をするわけですから、受理したものを高浜市議会としてどう取り扱っていくのかという判断をどこでするかっていうのを議運でやったらどうだということには、多分皆さんそんなに問題なく考えられているんじゃないかなと思うんですけども。

そこはどうでしょうか、ここに対して意見ありますか。

意(14) 今委員長が言われたことは分かるんですけども。

いわゆる議運に入っていないメンバーは、意見を言うことができんじゃないですか。

だから私が考えるっていうと、今のところで、議長が受理したというところに、右側のところに、各派代表者会議に配布というのがありますよね。そこにはみんな配るわけじゃないですか。そのところで皆さん分かるもので、そのときにある程度各代表者会議を開いていただいて、そこで皆さんに意見を言ってもらって、その意見が通ったのが、普通でいくという議運に上がってくわけじゃないんですか。

だったら議長が受理とおっしゃるところに各派代表者会議を入れて、下にですよ、全部余分な

ことを抜いてしまって各派代表者会議を入れて、それとその下に議会運営委員会、当然、各派代表者会議で議論されれば、それは議運に上げないかんわけだもんで。

そうするって言うと、そこに各派代表者会議とその各派代表者会議で決まったことを決める議運を入れていただいて、それで他のも全部取ってもらっちゃって、それでその下の議運、だもんで、各派代表者会議と議運を並列にしといて、それからその下に議運をやっていただければ、そういう先ほど市政クラブが言われたことのあれも、みんなすっきりしちゃうじゃないですか。

意（２） 黒川委員のおっしゃるとおりだと思うんですが、ただやっぱり陳情の処理につきましては、議長の権限なんですよ。

本来で言えば議運を開くことなく議長が全部上げれば、判断して上げればいい話なんですけど、議長が判断しかねる案件が多々あるというところで、やっぱり位置づけとして議会運営委員会は議長の諮問機関になるもんですから、やっぱり議長としては議会運営委員会に直接上げるべきというところで判断します。

仮に各派代表者を開いて意見を聞くという部分もあるんですけど、ここは決定機関でもないですし、意見は聞くところはあるかと思いますが、この処理の過程を考えると非常に時間がかかるし、なかなか難しい部分もあるんじゃないかというふうに思います。

意（14） 今言われたみたいに、時間がかかるとか言って、そのときにいわゆる各派を開いて、そのところで意見を言ったことを議運に出すだったら、今言った理屈っていうのは当てはまるじゃないの。

意（２） もし御意見があるようであれば、議会運営委員会に出ている委員おりますので、その委員に託すというのも一つの手でありますし、もし全議員に配られた陳情があるので、そこで判断していただいて議員提案という形もできますので、その辺うまく利用していただければと思いますが。

意（14） 委員外議員の発言を認めてくださいよ。そうすれば、そこで意見を言わしてもらえばいいでしょう。議運で…

委員長 議運ですか。

意（14） はい、それを認めてください。そしたら倉田さん、いいんじゃないの。

意（13） 私は、時間かかるっておっしゃったんですけど、大体いつも各派代表者会議と議運って同じ日にやっているし、終わってからすぐやっているの、特に別にそういう形でやればいいのかと思いますので、各派を入れて議運っていう形にすれば皆さんの意見が反映されるのかな

と思いますし、本当にこの審査の対象として適合するかどうかというところってすごく難しいなと思うんですよね。ここの判断っていうことがすごく難しいなと思うので、やはり同じ日に各派やってその後すぐ議運やればいいのかなと思いますので、私としては各派を入れていただくのが一番すっきりするのかなと思います。

意（２）　そういう意見もありますけど、各派って基本的に議決機関じゃないんですよ。意見を聞くにとどまる場所ですので、そのあたりをどう考えるかだと思います。

意（11）　各派代表者会議で議論するっていうのも非常に大事なことだと思いますけども、先ほど議論がありましたように、この決定機関は議運が最終決定をしますので、先ほど荒川委員が言われたように、議運のメンバーに、私の考えはこうなんで議運の中で意見を言ってもらえないかというような議員間同士の繋がりを持って議運へ来ていただく、委員がですね。その中で意見を言っていて、そして最終決定をするということが一番いいかと思います。各派代表者会ですとあらゆる意見が飛び交うわけですので、それよりも一定期間、７日間期間がありますので、その中で判断をしていただいて整理をしていただいて議運で最終決定をするというのが一連の流れとしては一番スムーズではないかと思っております。

委員長　それではもう一度確認を含めて話をさせていただきますけども。

議長が受理したもののうちの市内在住・在勤・在学のものに関しては、議会運営委員会に諮ると。それで審査の対象として適合するかどうか判断しかねるものとか、それから市外からのものに関してどうするかという話と、市内からのものと、これをどうふうにあれしますか。

今その各派を開くとか議運を開くとかっていう話をしているんですけども、そこに対しての諮り方の部分。諮り方の部分というのは何かというと、例えば、市内から来たものに関しては全てやりますよと、全て審査対象にしますよというふうにするのか、それともこの中でもやっぱりちょっとこれどうなのって思うようなものがあるかもしれないからそれはやっぱり全部議運に一回かけるべきだという話にするのか。これを決めていただきましょうか。

そのあと今度市外のをどうするかという話になりますので。これどうですかね。

意（11）　市政クラブとしてもそこまで方向性を決めたわけではありませんのでいっぺん休憩取らせていただいて、市政クラブの中の統一性を取りたいと思いますのでお願いしたいと思います。

委員長　それでは、休憩を取るというか、ちょっともう一回、これを皆さん方に決めてきていただきたいというような形で今からお話しますので…

「今、休憩中ですか。」と発声するものあり。

委員長 いや休憩中じゃなくて、今から休憩とります。

意（11） 今委員長の話では、とりあえず要件に合ったものは議運にかけるということの中で、その中でも不適合じゃないかと、不適合かどうかちょっと言葉申し訳ないんですけども、かける必要がないんじゃないかということを議運の中で議論をして精査するという2つの方法があるということの委員長の意見だと思いますけれども、そういう意見でよろしいですか。

委員長 だからこれはもう前回皆さん方から出てきた意見の中で言うと、今日のこのフローチャートに書いてあるように、対象として適合するかどうかという判断が市内のものであろうが市外のものであろうが存在する可能性があるということなんですよ。だから市内だから全部オーケーだとか、市外だから全部駄目だとかっていう話ではないんじゃないかなという意見が出ていたんで、両方ともここに書いてあるんですよ。

ですから、今までの話の中で言うと、議運にかけるとか各派にかけるとかっていう話の前に、何をそこにかけるのというところを決めていかないといけないというふうに思うんですよ。ですから、今お話を聞いていると、その議論がない中でやっていくと全部のものを各派にかけて議運にかけて審査をしましょうという話にしか聞こえないもんですから、それで行くのであればそれでいいですし、御意見をまとめていきますので。

意（13） 私は、市内、市外と分けると思っていたので、これまでの議論で。

市内の方に関しては、やはり陳情というのは個人のお名前なり代表者のお名前を出して議論するってことですし、ましてや誓約書を書くんですよ、住所とか名前とかを公表することについて認めますというような誓約書を書くわけですので、そうなってくると市内の人が、その中にも変な陳情もあるかもしれないけど、そういうのはさすがに出さないと思うんですよ、出さないし、出せないと思うんですね、住所や名前を公表するっていうことになっているので。

なので私は、別に市内と市外でまずは分ければいいと思います。

それからちょっとその前提とした話なんですけど、今話を聞いていると、多分この議会運営委員会が2回あるからややこしくなっちゃうのかなと思うんですよ。今私も思いついたんですけど、結局、最終的にこの黒字の議会運営委員会ありますよね。ここで最終的に議運で決定するもんだから、その前は各派を1回やればいいのかなと思っています。

各派で意見を出し合って、最終的にこの黒の議会運営委員会で決めればいだけなのかなと

思いますので、どうでしょうか。

委員長 ここに書いてあるこの黒字の議会運営委員会は、ここで決定する場じゃないんです。これは決定事項の確認する場所なんですよ。

だからこういう陳情が出てきたのを文書表にこうやってまとめました、これに関してこの委員会に付託するということに対して皆さん御確認してくださいねっていう決定、それがこの黒字の議会運営委員会なんです。だから、ここの段階でもうフィルタリングされているんですよね。

今のフィルタリングっていうのは、郵送とそうじゃないもののフィルタリングだけですから、郵送じゃないものに関しては全部ここに入っているんです、この黒字の議会運営委員会に。

「とりあえずは、郵送じゃ…。」と発言するものあり。

委員長 だから郵送じゃないもののフィルタリングをする議会運営委員会が、この赤字の議会運営委員会です。

それではどうしますかね、一回休憩を取れば何とかあれですか。

「休憩」と発声するものあり。

委員長 それでは、すみません一旦休憩を取らせていただきまして、再開が…

「…。そんな話…、ごめんなさい、覚えてないんですけれども。その市内の人もその議運にかけるっていう話ってどっかであったんですかね。」と発声するものあり。

委員長 いや、だからそれを、その話をせずにやっているもんですから…

「それはないという前提だと思っていたから。」と発声するものあり。

委員長 だからここに赤字で書いてあるとおり、市内の方から来たものであっても審査の対象とするのかっていうような内容のものはどうするのっていう話だとか、それから市外のものであってもこれってきちんと審査したほうがいいんじゃないのっていうものがあつた場合、どうするの

かっていうことを意見として前回までの中でありましたので、それをどうやってそののころを  
考えていくかということを悩んだ末にフローチャートにしたらこうなっちゃったと。

「青線がこうやってびゅーって行っているんで、私はそれは市内の人はそれでいいんだって思  
っていたんで、この青線を見て。私もそういうふうになんか思っていたんで…。それは…」と発  
声するものあり。

委員長 とりあえず休憩にしますので。

休憩 午前 10 時 43 分

再開 午前 10 時 50 分

委員長 それでは再開をさせていただきます。

それでは市政クラブさん、御意見を取りまとめたものを発表していただきたいと思います。

意（２） 冒頭でもちょっと説明したとおりシンプルにいくということで、今一度おさらいさせ  
ていただきます。

提出者、陳情者から議長へ出たものは全て議長が受理します。その受理をした時点で、全議員  
に全てのものを配布します。

そこからなんですけど、そこからずっと言っておりますが、パターンとして、市内在住・在勤・  
在学者から出たもの、２つ目が市内在住・在勤・在学者以外のもの、それから３つ目が郵送分で  
す。

議会運営委員会で審査するものにつきましては、一番最初の市内在住・在勤・在学者から出た  
陳情のみ、議会運営委員会のほうで審査をいたします。この審査結果に基づいて招集の告示日の  
議会運営委員会のほうで付託先を決定していく流れになります。

では、全議員に配布されて議会のほうでも審査してほしいという陳情につきましては、議員提  
案ということで、議会運営委員会のところで審査のお願いというか、依頼をすることができます。  
ただし、この招集告示前の審査、前日の審査ではなくて、本会議４日目に議会運営委員会が開か  
れます、ここで提案をお願いする形になります。

ですので、矢印が複雑に出ることなく、上からずっと１本でいけるような流れに整理のほうを

させていただきたいと思います。

委員長 今の御説明でお分かりでしょうか。

意（13） 最初の議会運営委員会って言ったのがこの赤だったのか黒だったのか、ちょっと分からなかったのものでその後がよく分かりづらかったのもう一回お願いできますか。

意（2） 最初の議会運営委員会は、このちょっとフローチャートがずっとイメージとして残っているんですけど、真ん中の議長が受理からのオレンジのライン1本だけ残します。このオレンジのラインの意味は、今ここに書いてあるものを無視してください。

このオレンジのラインは、市内在住・在勤・在学者のみの矢印になります。以上です。

委員長 よろしいですかね。

（意見なし）

委員長 それではもう一回、私のほうから言いますね。

陳情書が議長のところに届いた場合、議長は全て受理をいたします。

市内のもの全陳情に関して議員の皆さんに、締切り後即時配布をすると。

その中で市内からのものに関しては、議会運営委員会に諮って審査すべきかどうかということ  
を議会運営委員会で話をさせていただく。

全議員に配布されたものには、市外のものと同送のものが含まれます。

それに対してもし議員さんが、これに関しては審査をすべきだということを思ったり、それから審査をすべきということよりも、本来これはこういう意見書を出してくれとかこういう要望書を出してくれとかっていうものが陳情ですので、審査をするというふうじゃなくてその意見書を出すあるいは要望書を出すという行為を、議員提案としてやっていただくということになります。

本会議が開会した後の議会運営委員会に、この陳情を改めてここで審査をしてくださいということではできませんので、陳情の趣旨となるものは大体おおむね意見書を出してくださいとか要望をしてくださいとかっていうものでありますので、議員として高浜市議会の名を使って要望していきましょう、意見書を出しましょうということを議員提案をしていただくということになります。

陳情の審査ではありませんので、ここの意味を取り違えないようにしてください。

分かりませんかね。

意（13） 意味は分かるんですけど、それをやるとすごいいろんなことを変えないといけないと思うんですけど。結局陳情が、今の話でいくと議員提案で議員の名前で出すっていうふうですか。ちょっと…それって…。

委員長 いえ、いいですか。

意（13） ごめんなさい、よく分かりません。

委員長 陳情を議員の名前で出すっていう話じゃなくって、陳情の中身について、ぜひこれやるべきだという御意見をお持ちの議員さんがいるのであれば、それを意見書だとか要望書だとかの提出に関して議員提案で提出をしてくださいということです。

陳情を議員が出すっていう話じゃないです。

意（13） ちょっとそれはすごく私、それで陳情って、そういう取扱いでいいのかっていうのが…。

委員長 あの、すみません。陳情の取扱いの話をしているわけじゃなくて、そういう思いを持たれるならそういう方法も取れますよという話をしているだけなんです。

陳情の取扱いとしては、先ほど言ったように市外のものと郵送のものに関しては、これは全て皆様方にお配りするだけという話ですよ。

意（14） ちょっと僕なりに整理させてください。結論から言っていきますと、今までは、市外のものはみんな配布だけで終わってしまったじゃないですか、それを…

委員長 郵送のものね。

意（14） 郵送のものは。

それで市外のものと市内のあれは議運に上がったわけですよ。

それを今度は、陳情の市内のものも市外のものも郵送のものも全部議員には配布しますよ。そこまではいいですよ。

委員長 はい。

意（14） それで、それを今までは議長が受理をして青の線のところの議会運営委員会のところで全部審議しとったやつを、その一つ前にこの議会運営委員会を入れると。

その議会運営委員会で市内のものを整理して、それで本会議の告示のときの議運にかける。それが市政クラブの考え方ですよ。

それで今市外のものについては、もしもそれを議論して案件として上げたいというんだったら、いわゆる議員提案で出して、本会議のときに開かれる議運に議員提案として出してくれと、そう

いう考え方でよろしいですか。

委員長　ですから、市内、市外、郵送とあるもののうちの市内のものに関しては、告示日の前の議運にかけて、その中で適合するかどうかというものを御判断をいただくということ。

それから市外と郵送分については、議員の皆さん方に締切りが終わった即時配布をさせていただくという形になります。

そこまでは、よろしいですか。

「ちょっと、ごめん。」と発声するものあり。

委員長　14 番、黒川委員。

意（14）　今ある、ここに青色の線の議会運営委員会があるじゃないですか。それでもう一つ、議長が受理して黄色い線がある赤色で書いてある議会運営委員会があるじゃないですか、これは残すわけですよ。これ残さない。

委員長　それを残すという話をしていますよ。

意（14）　だから告示日のときの議運じゃなくて、告示日の前に議運を開いてそこで審議するという、そういう形ですよ。

委員長　そうです。

意（14）　それであと右側の市外のもの。市外のものは、もしもそれを議論すると大変だという話だったら、それをこれは陳情として意見書だとか要望書を出したほうがいいっていうんだったら、それは本会議の中の議運にかけて議員提案で提出してくれと、そういう考え方ですね。

「そうです。」と発声するものあり。

委員長　だから議員提案ですから陳情として出すわけじゃなくて、陳情内容に関してこうやってほしいっていう、その陳情内容を議案として出していただくということになります。

そこまでは皆さん方一致でよろしいですか。

今言った議員提案のところは置いておいて、告示日の議運の前に1回、言い方悪いですけどフィルタリングするための議運を開くと。

その議運にかかる陳情に関しては、市内在住・在勤・在学の方からのものに限るということで

よろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですかね、そこまでは決定させていただきますので。

意(13) 今の話だとすごい変わったってことですよ。あれ。今の委員長の説明だと、市内の人しかフィルタリングをかけないってことですよ、そういう意味ではないですか。

委員長 そうやって言われましたよね。

意(13) そうすると、市外の方はフィルタリングにもかからないってことですよ、この赤にも行かないってことですよ。

委員長 市外の方は、赤の議運ってことですか。そうですね。

意(13) 赤の議運にも行かないってことですよ。赤の議運に行かなくて、そうすると今までの郵送と同じ取扱いってことですよ、市外の方は。

委員長 そうですね。

意(13) そうすると、先ほどからずっと委員長が言っている市外の人でもやはりこれは緊急に取り扱わなきゃいけないっていうものに関しても、全部配布だけになっちゃうってことですね。

それは、私はどうかと思いますので、今の意見に対しそれで行くんだったら反対かなと思います。

委員長 ほかに御意見ありますか。

意(13) 今までずっと市外の人をどうするかっていう話をずっと議論してきたわけなので、私はこのフローチャートもう一回作るべきだと思うんだけど、この青は青でこのままでいいと思っています。

市外の人についてどうするかを議論してきたのに、市外の人を結局今全部議運にもこの赤の議運にもかけないってことになっちゃうと、さっき委員長が言っていた緊急性があるもので必要なものもあるかもしれないっていうものは全部排除されちゃうので、それは、私はどうかと思っています。

なので、私としてはまずもって郵送の場合は、これまでと同様の取扱いで、郵送以外のものだけについてお話しすると、市内の方については前回のまとめのと通りの青でいく。

市外の方については議運なり各派なりにかけて、その上で協議した結果を基に告示日の議運に

かけるっていうふうでいいと思うので。

もし今の話でいくと、なんか当初の市政クラブさんの話が何か全く変わっちゃうってことですね、そういうことですね。

「全然変わってないです。」と発声するものあり。

「だって市外の人のお話だけしていた…」と発声するものあり。

委員長 ちょっと多分、ここを議論していただきたいという私の思っているところが、今日、当初から言っているのは何かっていうと、市内の方の陳情で、これ審査に値するのかっていうものをどうするのかっていう話と、市外の方の陳情で、これって議論しなくていいの、審査しなくていいのっていうものをどうするのかっていうところなんですよ。

ですから、それをどこでやるかっていうところを考えると議運でやっていくしかないだろうなというところで、その両方を網羅した形でフローチャートにしたのは今日出させていただいたものなんで、逆に言うと複雑になってしまっているんですね。

ですからこれどうですかね、市内の方のものを全部フィルタリングするというのと同じように市外のものもフィルタリングすると、全陳情についてフィルタリングするっていうやり方も多分あるでしょうし。

市内のものに関しては、フィルタリングまでかけますよ。それ以外のものは、配布でとどめますよというふうにするのか、そこの今2つですよ、出てきている話が。

意(11) 市政クラブとしては、シンプルに市内の在住・在勤・在学の方のものに関しては、議会運営委員会で審査を行って、市外のものに関しては各派代表に皆さん配って、その中でどうしても市外の方でこれは市内のことに関しての陳情なんで取り上げてほしいということがあるならば、この議員提案で4日目に持ち上げていただきたいという考えでまとまったと思いますけども、そういう考えです。

委員長 ちょっとすいません。私が、その議員提案の話を少ししたもんですからそういうふうな話になります。それ結論じゃないですかね、この中に盛り込むべき話ではありませんので、陳情の取扱いをどうしますかっていう話ですから、ここは。

だから議員提案でどうするこうするっていうのは、そういう道もありますよという話をしただけですから。だから、ここに本来は入れ込むことはなかったことをちょっとお詫びしておきま

すけども、それだけ御理解をしておいてください。

「それだけ…。分けて。」発声するものあり。

委員長 分けていただいて。

意（14） 以前、これをやっとなるときに議論があったかもしれませんが、今回ここでいわゆる告示日の議会運営委員会のほかに、もう1つフィルタリングのための議会運営委員会を開くと、そういうふうを決めるんだったらこのところで市内も市外も一緒にかけてください、そこでやってください。そうすれば今までと同じですもんで、そういうふうにしてください。

議長 一点、これ陳情のほうだけで皆さんちょっといま議論が進んじゃっているんですけど、出される方の立場で考えると、別に市外の方でも現状のルールで紹介議員を見つければ請願として出せるわけですから、市外からわざわざ高浜市に持ってきて受けてもらいたいっていうんだったら紹介議員探してやれば請願で市外でもできるわけですから、それも含めて考えていただければと思います。陳情だけじゃなくて請願もありますんで、なぜかちょっと陳情だけに行っちゃっているんで。

委員長 ほかに御意見ございますか。

意（2） また前回のまとめに戻るんですけど、さっきちょっとまた議論を蒸し返されてしまったんですけど。

このフローを見る限り、提出者が市内在住・在勤・在学以外のものについては、全員に配布するという形でフローできているんですよね。

たまたまこれ多分委員長が、この議員提案という矢印を議会運営委員会に追加で付けてくれただけの話、説明の中でちょっと言われていたと思うんだけど、だけの話なんで、実際に市内在住・在勤者のみ審査するというふうに前回まとめでまとまっていたと思うんですけど、そういう認識でございました。

委員長 ほかに御意見ございます。

意（13） やっぱり全国的にこういうことを各議会からも意見書として国とかに求めてほしいとか、すごくいろんな思いで活動されている方がいらっしゃいます。そういう方がやはりいろんな議会に対してのこういう陳情をされて、一生懸命皆さんの思いや困り事を何とかしてほしいっていう言葉を私たちはやはり真摯に受け止めていかなきゃいけないと思うんですね。そういう意味

でもやはりさっき請願がっていう話があったんですけど、そういう方のハードルをなるべく低くして皆さんの意見を受け入れるのが、私は議会としての在り方かなと思いますので、そういう意味でもやはりできるだけそういう方の思いっていうのは酌んでいけるような議会にしていきたいなと思いますので、ですからその市外の方だからっていうことで、郵送と同じ取扱いっていうのは私はちょっと高浜市議会としては冷たいんじゃないかなと思いますので、ぜひともそういった方々の活動に対しても受け止めていただきたいと思いますので、郵送と同じような形にはしてほしくありません。

委員長 ほかに。

(意見なし)

委員長 それではいま2つ話が出ておりますけども、市内在住・在勤・在学の方の陳情に関してはフィルタリングをするための議運に諮る、市外と郵送に関しては配布するという案と、それから市内外問わずフィルタリングの議運にかけ、郵送は配布という案と、2つでございまして、それ以外こうしてはどうかというのがある方は見えますか。

(意見なし)

委員長 ちょっとこの後少しお話をさせていただこうと思っていたことがありますけども、これ、もし決めるとすると会議規則の改正だとか、申合せ事項への記載内容、要綱を作るなら要綱の中身、そういったものをやっていかなきゃいけないんですけども、スケジュール的に考えるとどうやっても多分12月定例会にそれを出すっていうのは難しいと思います、もう11月入りますので。そうすると早くても3月定例会、これを行うに当たっては来年度からというふうになると思います。

どちらにしても、もし改正が行われるのであれば、これは市民を含めて今まで陳情を高浜市議会に寄せていただいた方々に周知をする期間も含めると、やっぱり3月定例会が一番、早くても3月定例会かなというふうに思いますので、それまでに今言った変更するのであれば、改正案だとか要綱の中身だとか、そういったものを作っていかなきゃいけないんで、それなりに我々にも時間が要するということになると思います。

そうしますと今言ったところを早急に決めないとこの後が進みませんので、そのところを決定をしていきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

(意見なし)

委員長 いま2案出てるうちのどちらかということであればここで御判断をいただいて、ここは最終決定ではありませんので、これをまた議長のほうに返して、議長から議運なりなんなりに出していただくような形になると思うんですけども。

本当にちょっと私が余分なことを付け加えて話すんで、分かりにくくなってしまって申し訳なかったんですけども。

意(11) ある程度お話を皆さん方から聞いて、おおむね、御理解をいただけたと思いますので、ある程度前に向けていくということであるならば、採決をして前に進めていったほうがいいのか。そして今言った3月いっぱいまでに明文化して、4月1日からこれを実行していくというような方向性をするならば、ここである程度結論を出していただきたいと思っております。

委員長 それでは、よろしいですかね皆さん。今日の今の議論は大体御理解できましたか。

問(13) 市政クラブの方にお聞きしたいんですけど。その市外の方については、今の話であるとその赤の議運にも、フィルタリングもしないってということなんですけど、それについての理由というか、そのあたり教えてもらってよろしいでしょうか。

答(11) 別に市外の方を排除しているというわけではありません、市外の方からもいろんな御意見を伺うことがありますので。それを高浜市内に置き換えたときに、どうこれを議案として、陳情として盛り込んでいくかっていうことをいろんな方と話を進めていると思いますので、決して、市外の方が高浜市内のことを真剣に考えていただいて前向きに考えていただいた御意見を僕は取り上げて進めていると思いますので、何ら市外の方を排除しているという考えは持っておりません。

問(13) 今の説明で、取り上げて進めているっていうのが具体的にどうなのか、ちょっと私イメージできないので教えてください。

答(11) 考えてください。

問(13) 私、今の説明だと全然排除しているわけではないっていうところから排除してないっていうことが今の説明だと分からないので、分かるようにほかの委員さんでも結構ですので教え

てください。

答（３） これ留萌市さんの「請願・陳情等の一般的な流れ」の「陳情等の処理パターン」の中に「本会議に上程する」とか「本会議に上程しない」のところに記載があるんですけど、「議長  
の供覧にとどめる」。

私たちが見ることによって、市民の要望として市外の方の要望として全議員に周知し、議会審  
議に役立ててもらい、各派代表者会議の活用等であったり、議長から執行機関に送付とか、私た  
ちの議員活動の中で参考にするということがあります。

だから、その議会に上程して採択することがその陳情の役目全てではなくて、私たち議員活動  
とか委員会で、こういった問題があるから取り上げていったほうがいいねとかっていう中で活用  
できるということで、市外の方のその陳情は無駄にしないようにこういった意見があるんだなっ  
ていう参考にさせていただくということでは、せっかく出していただいた陳情だけど市内の方で  
はないので高浜市議会としては議案として上程はしないけれども、議会として議員としてきちん  
と活用していくってことを踏まえて、議会では議案として扱わなくてもいいのではないかと  
いうことを考えて、市外の方の陳情をこういった取扱いにしたらどうだっていう考え方でいます。

意（１３） 私たちの議会の活動に参考にしてくださいというような陳情は、ちょっと私見たこと  
は今までないんですけど。そうではなくて、やはり陳情者の多くはこういうふうに国の制度とか、  
そういうものに対して問題があるから議会としても働きかけてくださいってというお願い文が多  
いと思うんですよね。そういうお願いを、議会としての態度をこういうふうに示して国に働きか  
けてくださいってことをやってくださいって言われていることなんで、別に私たちにこうい  
うことを勉強してくださいってというお願いではないと思うんですよね、だからちょっとその辺が  
私今理解できなかったし。なのでそういう意味では、私はそれを知ってくださいってという陳情だ  
ったらそれはそれでいいと思います。こういう現状があることを知ってくださいってという陳情で  
あれば、私たちはそれを読んで知ればいいんですけど、やはり多くがこういう意見書を上げてほ  
しいとかそういうことだと思いますので。そういうことに対しては今の神谷直子委員の発言だと、  
そういう市民の要望には応えられていないのかなと思うんですけど。どうなんでしょうか、そう  
いうことに関して。

意（３） 市内の方には、市内の方の陳情だからきちんと精査をしますっていう話をしたよね。  
いま市外からの陳情に対してどうしますかっていう形なので、ちょっと言葉尻を捉えるようで申  
し訳ないですけど、その市内の方の陳情に変えていただきたいと。

「議論から外れてます。」と発声するものあり。

「委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長 同じ話であれば…

「違います。委員長、13 番。」と発声するものあり。

委員長 13 番、倉田委員。

意 (13) いや、私は市外の人をさっきから問題にしているんですよ、市内の人の話は一切していません。市外の人に対して…

委員長 はい、分かりました。

「…どうなんですかっていう話をしているのに。」と発声するものあり。

委員長 発言をおやめください。

「それに関して話をしているのに…」と発声するものあり。

委員長 発言をおやめください。同じ話の繰り返しをしているだけですし、そこを議論する場ではありませんので、ここは。ですから…

「え、何で。そこが一番大事じゃん。」と発声するものあり。

委員長 それは陳情に対する話であって。陳情をどう取り扱うかの、いまこの取扱い方の話をしているところですので…

不規則発言あり

委員長 それでは、いま決を採ったらどうだというお話がありましたけれども、一応ちょっと決の採り方としては異例ではありますがけれども、いま2案あると先ほど申し上げました。

市内在住・在勤・在学の方からの陳情に関しては、フィルタリングの議運を開いてその中で審査するかどうかということ話し合うと、それから市外と郵送に関しては、全議員に配布するという、これが一つの案です。

もう一つは、市内外問わず来た陳情、郵送以外の陳情に関しては、全部フィルタリングの議運にかける、郵送に関しては配布するという案、この2パターンでいまお話が出ております。

それぞれの案を採決するわけにいかないもんですから、賛成の方のほうを採択していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、市内の在住・在勤・在学の方の陳情に関してはフィルタリングの議運を開く、それから市外と郵送の陳情に関しては全議員に配布をする。

この案に対して、賛成の委員の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手、多数ですね。

それでは先ほど言ったように、今後の会議規則の改正等を踏まえていきますので、今の形で次回はもう少し分かりやすいフローチャートを作らせていただきますので、よろしくお願いいたします。ただ、これは皆さん方に次のフローチャートには載せませんけども、きちんと理解をしておいていただきたいのは、先ほど議長が言われたように紹介議員をしてもらって請願にするという方法、それからもう1つは具体的な意見書の提出とか要望書の提出そういったものに関して議員提案をしていくという方法。そういった方法もありますので全ての陳情の道が閉ざされるということはありません。

陳情に関しては全て議長が受理をするということが基本となっておりますので、そこに関しては御理解をしていただきたいと思います。

それでは…

「委員長、すみません。」と発声するものあり。

委員長 14 番、黒川委員。

意 (14) 決を採ったやつをひっくり返すようで申し訳ないですけども。

ここのところに、タブレットに入れていただいたやつのところで、前回のまとめということで、審査の対象として適合するかどうか判断しかねるものとか、提出者が市内在住・在勤・在学以外の方からのものの中で審査すべきものと判断するもの、これは前の図面でいくと議会運営委員会にかけるということになったとるんですよ。

何でそれがなくなっちゃって結果議長が受理して、それから青い線で下に議会運営委員会にかかる、これが、その前にもう 1 つ議会運営委員会が入って…

不規則発言あり

委員長 これ皆さん方から出てきたものをまとめたものであって。

私が委員長として、これでいま採決を採らせていただいたときに重ねて申し上げておこうかなと思っていることを今から申し上げますけれども、ここに書いてある審査の対象として適合するか判断しかねるものっていうのは、これは市内の方から出てきたものであっても高浜市議会としてわざわざ本会議に上げて委員会付託して審査するのっていう内容のものとか、それから市外のものであってもこれはやっぱり市議会としてきちんと審査をして判断をしたほうがいいんじゃないかと思われるものに関しては、これは議長が議長権限としてこの議運にかければよいと思うんですよ。

市内のものは、全部無条件で審査にかけます、フィルタリングにかけます。

市外のものに関しても、もし必要であれば議長がこれは議運で一回話してくれという話をすればいい話だと思うんですよ、受理したのは議長ですから。

「えっ、えっ。それ、今出た話…」と発声するものあり。

委員長 あのね、今出た話っていう話ではなくって、これは議長が判断するのを、何をもって判断するのかという意見が出たからそれを言っているんですよ。

「だからそれを、市内、市外って、今決めちゃったじゃん。」と発声するものあり。

委員長 それは議長が受理をしたということを考えれば、そういったものがもしあるなら議長が判断をしてこれはぜひ議運で諮ってくださいという話を、とりわけ議運は議長の諮問機関ですからそれを特別阻むものではないというふうに思います。

「進めましょう、議事進行。」と発声するものあり。

委員長 それでは、この陳情の取扱いについて変更する場合、条例、規則等の変更が必要ではないかという意見がございましたので、請願、陳情について規定されているものは、高浜市議会会議規則の第 130 条から 136 条ということになります。

各自御確認をいただきたいと思いますが、陳情について、会議規則第 136 条「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と規定をされております。

これに関しまして、申合せ事項の記載内容の変更とか、要綱を作成したほうがいいんじゃないとか、会議規則の改正が当然必要となるというふうに思うんですけども。

これについて御意見ある方いらっしゃいますか。

意（13） 今の 136 条は、私はもうこのままがよかったんですけどさっき決められてしまったので、それに関しては請願に適合するものは請願書の例による処理ではないので、これは変えないといけなくなるんじゃないでしょうか。

委員長 今ありました話もそうですし、それから申合せ事項も含めて、陳情書を受け付けるための要綱みたいなものの作成はいらないですか。

意（2） 今会議規則の話がありましたけど、これ本文改正というよりも別途要綱に定めることができるというような形でやっというて、要綱を別に定めたほうがいいんじゃないかと思います。

委員長 ほかに御意見ございますか。

（意見なし）

委員長 それでは今会議規則の改正か、あるいは要綱を設ける。どっちみち要綱に即して行うというのは条例の改正に加えなきゃいけないんで条例の改正は当然必要なんですけど、要綱を作る、

作らないは、どうでしょうか。

意（２） 申合せにつきましては、議会内のほぼ取決めに近い部分があるのでやっぱりある程度住民に周知、見せていかなきゃいけない部分もあります。

その部分を考えますと要綱の制定、必要じゃないかなと思いますが。

委員長 それでは要綱を作るということでよろしいですか。

意（11） 今までの話し合いの中で決定した中でそれと適合、要するに適合するように要綱の作成が必要だと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 分かりました。

それでは要綱の策定を行うということでよろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 要綱の策定をしていくということで、次回以降、要綱の案を提案させていただいて、また委員会前に皆さんに配布をさせていただくような形を取らせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それから申合せ事項についても改正をする必要性があれば、そちらのほうは…

不規則発言あり

委員長 申合せの中に陳情の受付の締切りだとか、そういったものが入っておることがありますし、結局変更しなきゃいけない部分というのがあるものに関しては、全部見直していかないと折り合いが悪いもんですから。あとは締切りとそれからフィルタリングの議会運営委員会の開催日、その辺を決めていかなきゃいけないんですけども。

一番初めに市政クラブの荒川委員のほうからありましたのが、締切りが告示１週間前、７日前を締切日と。

今が告示の前日が締切りになっていますけども、７日前を締切りにして、その締切り後即時皆さんには配布をすると、これはフィルタリングかけるかけない関係なしに来たものは全て皆さんに配布をする。

それから告示の前日にフィルタリングの議会運営委員会を開くという形で、市政クラブさんの

ほうから一番初めにお話がありましたけども、そのスケジュールでどうですかね、よろしいですか。

意（13）　なんかスケジューリングを先ほど作ってくださるっていう話だったので、それをちょっと一回検討したいと思います。

意（11）　それはいま言ったように、日程的なことだけでよろしいですか。

委員長　あれですよ、要は陳情…

「さっきそっちが言ったんだよ、荒川さんが言ったんだよ。」と発声するものあり。

委員長　スケジュール的なものはあれですか、フローチャートに日程を含めたものを作るような形でよろしいですか。

意（13）　なんかさっき荒川委員が別で何か作るっていうお話があったんで、それを見て検討したいと思っております。

意（2）　今回資料として、前回のまとめが載っていたもんですからこれじゃ分かりにくいという話でしたので日程も含めて、新たに今日議論されたことを含めて日程を記載する形でいいんじゃないですかっていう、先ほど言いましたけど。

「これ日程をつけて出しましょうという話をしているんで。」と発声するものあり。

意（13）　日程については今日口頭で初めて聞いたことなので、ちょっと私持ち帰って検討したいと思います。

意（2）　先般の9月25日の会議録を確認してください。倉田委員のほうからスケジュールを提示してくださいっていう話をしていますので、今回、提示というか説明のほうさせていただきました。

意（13）　だから提示を今日してもらったところなんで、事前に何か文書とかがないわけなんで、検討させてください。

意（2）　次回提示してくださいということなので図式化せずに口頭で説明のほうさせていただいたものです。

委員長　それでは案として、市政クラブさんのほうから出てきたのが先ほど言ったように陳情受

付の締切りが告示日の7日前、それからフィルタリングの議会運営委員会は告示日の前日ということ言われたんで、それを含めてスケジュールのところをまた御検討いただければと思いますので、御意見を次回いただくようになると思います。

それでは会議規則の改正を行うということになりますので3月定例会から取扱いを変更した運用とする場合は、会議規則の改正については議決が必要となるので12月定例会に上程をしていかなければなりません。

「規則はいらないよ。」と発声するものあり。

委員長 えっ。

「規則は議会運営委員会、議案上程しないのでは…」と発声するものあり。

委員長 13番、倉田委員。

意(13) ちょっと今よく分かんなかったんですけど、規則を上程されるんでしょうか。

委員長 会議規則の改定がいるという話をしたんですよ。

「上程って…」と発声するものあり。

委員長 だから議員提案で上程しないと、議会に上程しなきゃいけないでしょ。

「規則を上程するんだ。」と発声するものあり。

委員長 いや、だから規則の改定の上程をしなきゃいけないんでしょう、変えられないじゃないですか。

先ほど言ったように、皆さん要綱を作るよって話になったんでしょう。会議規則に、要綱に基づいて行いますということ載せるだけでも改正が必要じゃないですか。

だから、それに対して議員上程をするということですけど、御理解できますか。

意(13) 規則を議会に改正の上程をされるっていう意味でしょうか、今の発言って。ちょっと

よく分からなかったんですけど。

委員長 会議規則の一部改正を上程しないといけなくなるというふうに思いますけど。

「いらないと…」と発声するものあり。

「…事務局といっぺん、相談、検討してもらえればいいじゃないですか。」と発声するものあり。

委員長 どうします、要綱だけ作るでいいんですか、それとも会議規則に要綱に沿ってというふうにするんですか。

意（13） ですから改正は必要です。規則の改正は必要だけど、規則は議会に上程するものではないので、上程は必要じゃないのかと私は申し上げているんですけど、違いますか。

委員長 上程が要りますよ、会議規則。会議規則の一部改正は、議案として上程しなければ改正できません。

「条例じゃないでしょ、規則だよ。」と発声するものあり。

「条例も規則の上程でしょ。」と発声するものあり。

「これは上程しないといけないのでは…。」と発声するものあり。

「議案上程しなきゃ駄目だよ。」と発声するものあり。

「要綱は上程しなくていいよ。」と発声するものあり。

委員長 だから、もし改正をしないということであれば要綱だけ作ってやれないことはないかもしれないかもしれませんが、ただ要綱に沿っていっていきますよということをきちんと会議規則にうたわなければ、やっぱり何を根拠にやっているんですかという、そういう考え方が見えますので。

それじゃもうどっちみち 12 月では難しいという話を先ほどさせていただきましたので、3 月定例会を目指して要綱等、また皆さん方に御意見を伺いながら進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 はい。

## 2 本会議の質問における資料の使用について

委員長 本件については、前回の委員会において今後資料の使用の可否について協議する上で、議場での資料の見せ方、会議録への記録等をしっかりと協議して進めていくことになっております。

つきましては事前に御意見を提出いただきましたので、各会派の御意見の発表をお願いいたします。

意（２） これ全ての項目について答えていきますか、それとも項目１つずつ資料を…

委員長 書いてあること以外に必要であること。市政クラブさん何も書いてない。

意（２） 資料を使用する目的が前提だったんで、そこが決まらないというところで記載をしておりません。

市政クラブとしましては、やはり誰のために今回の資料の持ち込みを可とするかっていう部分で、やっぱり傍聴者それから視聴者に対してどれだけ配慮ができるかということで、議員としては補助的に基本的にはやはり自分の口頭で質疑を行っていく部分が必要であるんですけど。

補助的に使っていくものであれば、その辺の配慮ができれば使用可というところで。

委員長 ほかに御意見いただいておりますので、ここに書いてないことで、何かお伝えしたいことがあるとか、それからここに書いてあることのここの部分がよく分からんとかという御意見等がありましたら、ほかの方。

（意見なし）

委員長 ここの資料の使用について、テーマ３の前のまとめのところに２つ丸で書いてあるところがございますけれども、この中で皆さん方からいただいた話として、おおむね一致しているのは会議録への記録ですね、これについては必要ないんじゃないかという意見が大方であると思います。

会議録っていうのは元々が人の発した言葉を記録に残すということが基本になっていますので、会議録に残すというふうであるのであれば言葉にさせていただかないと残らないというのが今でもそうです。

ですから、表だとかグラフだとかそういったもの、あるいは写真だとかそういったものなんかはもう載せていく必要性というものがなくて、どこの会議録にもほぼ載ってない状態です。ですから、例えば会議録を見て何のことを言っているのかよく分からんというのが、大体その言葉にできてない会議録なんですよ。

ここに関しては、これナンバーでいうと3番目の項目ですけども、おおむねこれ必要ないんじゃないかということを皆さん言われているんですけども。

ここはこのように決めさせていただいてよろしいですかね。

「市政クラブ、オーケーです。」と発声するものあり。

委員長 よろしいですか。会議録の記載はしないということで、これは決定させていただきます。

順番また戻しちゃって申し訳ないですけど、基本的に資料の使用を考えるに当たっては、その最終的な姿、形。要は、紙の大きさどうするとか、枚数、例えば何枚にするとかってというような話よりも、それをどう使っていくか。要は、どう皆さん方に見せていくかというところをきちんと議論してからやったほうがいいんじゃないかということで、今回皆さん方に御意見をいただいておりますので、会議録への記載はもうしないということで、決定してよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それで決定をさせていただきます。

それから資料の見せ方のところで、議場にいる、ほかの議員とか執行部職員それから傍聴者への見せ方ですけども。

これに関しましては、当然タブレットは議員と当局は持っていますので、そこに関してはタブレットに出すという形でよろしいですかね。

(意見なし)

委員長 あとは、傍聴者への見せ方ですけども。

これに関しては紙の資料ということで、紙を配布という方が結構いますけども。

これ議場で自分のこれ、基本的には一般質問を中心に皆さん考えられていると思うんですけども。

傍聴席であっても、議場で紙の資料を配布するというのはこれどうかなっていうのがあるんですけども。これは昔からですけども、何か別のものを配布することによってそれが独り歩きしたりだとか、要は紙資料が独り歩きしたりだとかいろんなことが言われて、やってないっていう話はよその議会さんからも伺ったことがあります。

ここで私聞きたいのは何かっていうと、例えば、モニターに映しますよっていう話をした場合に、これ予算取ってモニターを新たに設置するとかということが必要であればここだけの議論では済まない話になってしまいますので、そこら辺のところはちょっと御意見として、皆さん方話し合っていたきたいなということを思っています。

それでは議員と執行部に関しては、タブレットにデータで資料を出したい方からデータで頂いてタブレットで流すということで、これはよろしいですね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 傍聴の方々にどうするかっていうことと、それからもう一つは、ライブ配信の方々にどうやって見せるかというところ、ここにまず尽きると思います。これに対して御意見がある方、よろしくお願いいたします。

意（２） 両方とも市政クラブは記載しておりませんが、まず資料配布は市政クラブとしては、しないということ。

基本的に傍聴者やそれからライブ配信の視聴者についてはなかなかちょっと画素数が粗い部分もあるかと思いますが、モニター、手元の議員のフリップ等、モニターをズームして映していく、投影としていくという形です。

委員長 公明党さん。

意（５） 公明党としては、傍聴者の方へは紙の資料を配布してっていうことで問題ないかと考えております。先ほど紙の資料が独り歩きして危険ではないかということをおっしゃられましたので通し番号等を付けることをして、最後帰られるときに回収するというような形をとってみてもどうかというふうに思います。

公明党としては、紙の資料配布ということで考えております。以上です。

委員長 共産党さん、柴口さん。

意（12） 紙の資料を配布して、公明党さん言われたように帰りに返却をする。

それか、ちょっと大きめのパネル何かを2つ用意して前に掲示し、それぞれ見てもらうっていう形でもいいんじゃないかなと思います。

委員長 高志クラブさん、何か御意見ありますか。

意（8） ちょっと今後検討していきたいと思います。

委員長 それでは新政会さん、黒川委員。

意（14） 私も資料のほうは印刷して皆さん方にお配りして、回収させていただくということを考えていました。

委員長 市民の会さん。

意（13） 傍聴者がすごくもう満席ぐらいでっていうことになれば、前のほうにモニターとかも今後は必要になってくるかもしれませんが、今は残念ながらそれほど傍聴者の方がみえないということで、モニターがこの横しかないもんですから傍聴者の方なかなか見づらいというところがございますので、やはり紙の資料は必要かと思います。

紙の資料についても、今ライブ配信もありますし録画したものも出てくるので、それと全く同じものであれば、別にそれは皆さんのところにもいつでも見れるものになりますので、特に配布することについては何も問題ないと考えます。

委員長 清風会さん、何か御意見ありますか。

意（9） 一応現行どおりでいいと思っているので、資料の配り方とかもさっき市政クラブさんがおっしゃったように映像のほうでやればいいのかなど。

紙のほうは私もちょっとどうなのかなとは思っています。

委員長 凛々会さん、福岡委員。

意（7） モニターが可能ならばモニターがいいなと思うんですけど、予算のこともあるので紙配布で回収でいいかなと思います。

委員長 ライブ配信だとかに関してはズームでやる方法しか今新たな予算というのは、多分難しいもんですから、議員さんがこういうふうに持ってこれがこうでああでっていうことをやっているところを、ここをズームするしかないですね。非常にカメラが性能はあまり良くないもんですから非常に粗いということもあるとは思いますが、方法としてはそれぐらいしかないということです。

それをやるとなると、例えばあそこのモニターはあの位置から動きませんけども、あのモニターに映すことができるということになると思うんですよ。そうすると予算的なものは、それ以上今以上かからないのかなと。職員の手間がかかるぐらいで、事務局のほうで操作をしなきゃいけないもんですから。それをやってどこまで伝わるのかっていうのは分かりませんが、多分我々タブレットに入れてもらえば、そうすれば議員だとか職員の方にはある程度分かりやすいものになるのかもしれないという判断をしておりますけども。

それではちょっと傍聴者に関しましてはそれを踏まえて次回また伺いますので、もう一回意見をあれしてください。

意（11） 資料の提示ですけども、その正確性、確認っていうのは結局事務方が取らなきゃいけないのか、今の体制の中で事務方がそれがやれるのか。誤った資料を出されて、それがあたかも正解な自分の思ってるような意見の資料を出されては、議会としても非常に不愉快といいますか、傍聴者のあるいはライブを見ている方に不愉快な思いをさせるということで、資料の確認っていうのはどういう形を取られるのかお聞きしたいと思います。

委員長 御意見ございますか。

意（13） いや、資料っていうのは、その議員がわざわざ虚偽の資料をまず出すとは思えませんし、出せばそれはそれで政倫審の対象だと思っていますし、それはその議員の責任でもって出すものだと思います。それがまずいのであれば、それはそれで市民が批判したり判断することだと思いますので。それを確認するとかいう行為は、はっきり言って逆にそういう発言が出るっていうのがちょっと今びっくりしたんですけど。

なので、それはその人の発言もそうですよね、その人の調べたことでその人の考え方を各議員が責任を持って発言しているものですから、発言と同じでいいと思います。

意（11） そう言われますけれども、本当に自分が信じているものを出して、それは間違っていないということで出した以上は責任を取ってもらうのは当たり前ですけども。それを確認が取れないというのは、いささか議会としても、誤った資料を出されてあとですいません間違っていましたでは済まされないと、私は思いますけども。

意（13） いや、発言もいろいろ間違っているなとかいろいろ思うこと多々ありますよ、私も。でも、それはその議員が責任を持って発言してきたものですから、ですから資料も同じじゃないんですかね。

なぜ、それが発言は特に確認はすることなく資料だけ確認をするのかっていうのが、よく理解

できないので教えてください

意（11） やっぱり発言も大事ですし発言は取り消すことができますけれども、映像配信っていうのは、なかなかもう行きっぱなしの映像になりますのでこれを新たに訂正するとか、ああいうことはもうできない状況にありますので。

だから、この紙資料のライブ配信っていうのが慎重に考えなきゃいけないかなと思います。やる方向では、私は別に問題ないと思いますけれども、その資料の確認が非常に必要ではないかと考えております。

委員長 今資料の中身の話になっておりますので、それについても議員としての考え方ではなくて、一般論としての部分の話ですよ、結局、正しいものを正しく使うということ。

今ここで議論をしていただきたいのは、誰のために何のためにそれを使うのかというところが一番大事ですので、その一番大事なところが何かというと、見せ方のところなんですよ。

見せ方のところを話をしているので一回持ち帰っていただいて、紙資料で回収というのと、あとパネルとかっていう話もありましたし、回収なしでという話もありました。そこら辺のところをもう一度次回には議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ちなみに事務局さんに訪ねるんだけど、あそこのモニターっていうのは傍聴席から見えるんですか。

説（事務局 主査） 座っている場所にもよるかもしれないです。

委員長 こっち側、東側なら多少は見えるのかな。

（委員間でモニター位置状況確認）

委員長 事務局。

説（事務局 主査） もし次回以降のときに、一度映像配信の設備を立ち上げて一旦モニターに映した場合どんな感じになるのかとか、例えば、傍聴席のほうでどう見えるのかっていうのを皆さん実際に見ていただいたほうが分かりやすいかなと思いますので、そういった準備はできますので、御提案させていただきます。

委員長 それでは一回そのデモを一度やりましょう。そうするとズームしたときの画像だとか何かもある程度再現ができると思いますので。

それではそこのところを、今言ったどういうふうに傍聴の方々に見せるのかっていうことと、

それからライブ配信に対しての見せ方については、次回、デモを行って皆さん方の御意見をまた伺うということによろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次回までに、先ほど言った陳情の要綱については、私のほうから案を提示させていただきますので、委員会開催よりも前に皆さん方に配布をして、それで御意見をいただくという形を取らせていただきます。

それから、本会議の質問における資料の使用については先ほど言ったように、傍聴者への見せ方と、それからライブ配信に対しての見せ方、こちらのほうを進めて御意見を伺いたいと思いますので、御検討を再度お願いをいたします。

それではちょっと昼過ぎちゃって申し訳なかったですけども。

次の開催日ですけども、早めの日程として考えておりますのが、来月 11 月 26 日とか 27 日とかそこらでお時間をいただけたところがありましたら。

(委員間で日程調整)

委員長 11 月 26 日、火曜日の午前 10 時に、次の議会改革特別委員会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは本日の案件は全て終了いたしましたので、以上をもって、議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 0 時 15 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長